

競争的相互浸透秩序の可能性

—北東アジアの安全保障環境をめぐって—

山本吉宣 やまもと よしのぶ

新潟県立大学大学院国際地域学研究科長、政策研究センター教授
PHP総研研究顧問

Talking Points

1. 米中関係に関して、①厳しい抗争が起きる、②中国が既存の国際秩序に参加し、平和的に秩序が維持される、③既存の秩序と並行する「西側抜きの世界」が形成される、という3つのシナリオが示されてきた。
2. 既存のシステムと中国が作ろうとするシステムは、相互に深く浸透しあい、そのなかで競争しつつ、新しいルールや規範が形成されている。競争的な相互浸透秩序である。
3. 北東アジアを構成するアメリカ、日本、韓国、中国は、経済面では密なる相互依存によって結ばれている。しかし、日米が、TPPのメンバーである一方で、中韓はその外にあり、互いにFTAを結び、ともにAIIBのメンバーである。
4. 安全保障面では、日米韓の間には、北朝鮮への脅威に対しては一致しているが、中国に関しては、大きな温度差がある。韓国にとっては、主たる関心事は北朝鮮であり、中国に対する脅威感は小さい。中国から見れば、アメリカは新しい大国間関係を作る相手であり、韓国は周辺外交の優等生であり、日本は、大国と周辺の境であろう。
5. 競争的な相互浸透システムにおいて、紛争的な要素を抑制するには、間接的には、経済や環境などの協力を得やすい分野での交流を深めることとAPECやEASなどの包摂的の制度を活用すること、直接的には、軍事的な信頼醸成措置を手厚く構成し、関係諸国間の透明性を高め、政治的な信頼を高める具体的な措置を蓄積していくことである。
6. 急激に変化していく力関係に対応して、関係諸国が自制を働かせるためには必要最小限の力のバランスを維持することが必要であり、その上で協力へのインセンティブを培っていくことが肝要と思われる。

はじめに

本稿は、北東アジアの安全保障環境の現状と趨勢に関して、若干広い視野から検討し、日中韓の関係や安全保障政策を考察し、北東アジアにおいてより安定した安全保障環境を作っていく方策を模索しようとするものである。まずⅠにおいては、北東アジアを巻き込んで広く展開する米中をめぐるパワー・トランジションを検討する。そこでは、パワー・トランジションの行く先として、4つのシナリオが示される。①(擬似)戦争、②平和的移行、③並存/並行(棲み分け)、という3つのシナリオを示したあとで、④さまざまな利益や規範が相互作用、相互影響する相互浸透秩序とでもいうべきものを提示する。そしてこの第4のシナリオは、実際の秩序として出現してくるだけでなく、意外と望ましい秩序ではないか、という議論がなされる。Ⅰの議論は、北東アジア(東アジア)をこえたものであるが、Ⅱにおいては、北東アジアの国家間関係が安全保障と経済の2つの分野の相互関係のなかで検討される。そして、日本、韓国、中国が外交、安全保障政策においてそれぞれ異なる優先順位を持って相互作用しているがゆえに、北東アジアの安全保障はきわめて複雑であることが示される。

現在の北東アジアを考えると、(狭義の)安全保障と経済だけではとらえきれないところがあり、規範とか、歴史問題が大きな役割を果たしている。これらの非物質的な側面を取り扱うのがⅢである。そして、最後のⅣで、北東アジアにおいて、紛争をコントロールし、協力を進めるための諸方策が検討される。

Ⅰ. 北東アジアをめぐる国際秩序 ：競争的相互浸透秩序の可能性

北東アジアの安全保障環境に関して、現在もっとも顕著なことは、力関係の急激な変化であろう。すなわち、急速な経済成長の結果、中国の経済規模が巨大になり、またそれに伴って軍事力も大きくなっているということである。中国の経済規模は大きくなり(購買力平価で言

えば、すでにアメリカに追いついている)、またそれにしたがって(あるいはそれ以上の増加率で)、軍事費が増大していることである。おそらく、そのこと自体特に関心があるものとは思われない。中国経済の成長は、国家資本主義であるといわれても、基本的には市場メカニズムに沿ったものであるし、軍事費は、公式の資料によれば、GDPの2%台である。

問題は、中国自身がそのことをいかに位置づけ、活用するか、また他の国にそのことがどのように影響し、認識され、国際的な環境を変化させるか、ということであろう。たとえば、中国が、富強、軍事強国を実現することを国家目標(「中国の夢」)であることを強調すれば、いかにそれが防衛を意図したものであると主張されても、他の国は、若干の恐れを抱くであろう。また、経済に関して国際的な次元で言えば、中国は、いまや世界第1の貿易大国であり、膨大な黒字を出し、外貨を蓄積し、巨大な資本を輸出しつつある。強大な国内市場とあわせて、経済分野で大きな影響力を振るう基盤を持っている。それはさまざまな分野に現れている。たとえば、この能力をもとに、中国は、BRICS銀行、AIIBなど国際的な金融制度の創設を主導している。さらに、習近平主席は、海と陸の2つのシルクロードから構成される「一帯一路」を唱え、シルクロード基金を創設した。このことは、一方で、中国が国際公共財を供給する能力と意思を持つようになったことを示すとともに(韜光養晦路線からより積極的な路線への変更)、他方では、このような制度が中国の国益(たとえば、中国の経済的な利益あるいは、影響力そのもの)を増大させ、国際通貨基金や世界銀行などの既存の秩序に挑戦するのではないかという危惧を生じさせる。

1. 4つのシナリオ

米中の間では、経済力だけではなく、軍事力の差が急速に縮まってきており(とくに、中国の周辺において)、その安全保障上の含意はいかなるものか、ということが昨今の大きな関心事となっている¹。以下、具体的に4つのシナリオを紹介しよう。もちろん本稿の文脈でい

1 このことは、米中の相対的な軍事力を見る場合、グローバルに見るか、あるいは東アジア(アジア太平洋)という地域に限って見るかで、ことなる見方が可能であろう。グローバルに見れば、アメリカの単極は揺るがず、地域では、かなりの変化を伴うが、しかし、中国はいまだ地域の大国であるとみなすことも可能である(たとえば、Nuno P. Monteiro, *Theory of Unipolar Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014)。

ば、それが北東アジアの安全保障にどう影響するかを考えることにする。

1) 古典的パワー・トランジション論

シナリオの1つは、古典的なパワー・トランジションの議論にもとづくものである。パワー・トランジションの議論とは、歴史的に、世界の覇権国と追走国が交差するとき、国際秩序のあり方をめぐって争いが起き、国際政治はきわめて不安定になり、大戦争になることがよく見られた、というものである²。この議論は、周知のように、紀元前のペロポネソス戦争の起源が、既存の大国スパルタが台頭するアテネを恐れて始まったことにあるとし、そのような解釈をとった歴史家の名をとって、「ツキジデスの罠」と呼ばれることがある³。歴史的に近いところでは、既存の覇権国イギリスを追走したドイツが、イギリスの秩序をひっくり返そうとして、第一次世界大戦を引き起こされたとする解釈がある。もし、東アジアに米中のこのようなパワー・トランジションが起きているとすると、このシナリオは、きわめてゆゆしき含意を持っている。この議論からいえば、平和は圧倒的な力が存在するとき可能であり、力が競ってくると不安定になる、ということになる。たとえば、1979年の中越戦争以後30有余年続いている東アジアの平和は、アメリカの単極構造に由来するものと解釈され⁴、米中の力が競ってくると、その平和は危ういものとなるということである。

2) 平和的パワー・トランジション

2つ目のシナリオは、覇権国と追走国の間に価値・規範が合致・収斂しており、追走国は既存の秩序をひっくり返すことは必要ではなく、既存の秩序にスムーズに入り、したがって、平和的な力の移行が見られるというものである。たとえば、19世紀から20世紀にかけての

イギリスからアメリカへのパワー・トランジションは平和裏に行われた⁵。このシナリオは、覇権国と追走国がもともとと同じ（あるいはきわめて類似した）規範体系を持っていることを前提とする。このシナリオを東アジアに当てはめようとする、アメリカと中国はかなり異なった価値・規範を有していることから、もし規範の収斂が起きるとすれば、中国が国内規範、国際規範ともアメリカの主導するリベラルな秩序に移行していくことを意味しよう。たとえば、政治体制の変化、人権重視、あるいは経済への国家の関与縮小といった方向に中国が進んでいくということである。これは、元来アメリカが、関与政策の名の下に試みてきたものであるが（中国から言えば、和平演変）、短中期的には現実に起きるとは考えられない。

以上2つのシナリオは、グローバルに、あるいは地域において、ひとつの秩序が成立することを前提としていた。しかし、複数の秩序が同時に存在することも可能である。既存の秩序を作り維持してきた先進国と、中国をはじめとする新興国（それも、巨大なメガ新興国）とが、秩序をめぐってせめぎあう世界は、「先進国/新興国複合体」⁶と呼ぶことが出来るが、その具体的な内容は、現在形成中であると考えられる。以下3)と4)に示すいくつかのシナリオは、その例であると考えられる。

3) 2つの秩序の並行的存在——棲み分け

i) 同じ機能分野での棲み分け

3つ目のシナリオは、覇権国が作り、維持してきた秩序と追走国の作り出す秩序が平和的に並行して存在し、追走者が作り出す制度が徐々に拡大しかつ自律的なものになっていく、というシナリオである。例えば、グローバルなレベルで、ブレトン・ウッズ体制（国際通貨基金、世界銀行）と新興国が中心となる BRICS 銀行などが同

2 パワー・トランジションの古典的な議論は、A.F.K. Organski, *World Politics*, New York: Knopf, 1958, chapter 13. ただし、オルガンスキーのパワー・トランジションはもともとは、産業革命以後の急速な工業化による力関係の急激な変化を前提としている。

3 Graham Allison, "Thucydides's trap has been sprung in the Pacific," *Financial Times*, August 21, 2012.

4 たとえば、Joshua Baron, *Great Power Peace and American Primacy*, New York: Palgrave, 2013. Ronald Tammen, et al, eds., *Power Transitions: Strategies for the 21st Century*, Washington, D.C.: CQ Press, 2000.

5 Feng Yongping, "The Peaceful Transition of Power from the UK to the US," *Chinese Journal of International Politics*, Vol.1, Issue 1, 2006, 83-108. Charles Kupchan, et al, eds., *Power in Transition: The Peaceful Change of International Order*, Tokyo: The United Nations University Press, 2001.

6 山本他編『日本の大戦略』PHP 研究所、2012年、第5章。

じ機能分野（国際金融、貿易、援助）の中で若干異なるルールや規範に基づきながら並立、併存しているというようにあることである。後者は、アメリカを中心とする西欧が入っていないことから、「西側（特にアメリカ）抜きの世界（the world without the west）」などと呼ばれる⁷。また、貿易分野における、TPPとRCEPとの並立も、これに近いものと考えられるが、最終的にはこれら2つをあわせた、FTAAPが構想されている。このように並存する2つの秩序（制度）は、ときに緊張関係を持ち、ときに協力することになる。

ii) 地理的な棲み分け

この第三のシナリオの若干紛争的な変種は、地理的に2つの異なる世界が出現する可能性を考えるものである。たとえば、追従国（中国）が、その近隣で1つの秩序を作り出し、覇権国（アメリカ）は覇権国で、グローバルに、また他の地域でその既存の秩序を維持する、というものである。かなり前から中国を中心とする（地域的な）階層的な秩序は可能であり、また平和的なものであるという議論がなされてきた⁸。しかし、近年、中国が作り出す秩序を朝貢体系に比する議論が多く現れている⁹（既存のアメリカの秩序をアメリカの朝貢秩序と言う論文さえ存在する¹⁰）。また現実の世界でも、第四回アジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）における習近平主席の「アジアの安全保障はアジアで」という要旨の発言にも、安全保障の分野で、西側（アメリカ）はずしの、「西側抜きの世界」という発想を見て取ることも不可能ではないであろう¹¹。

このような地理的な棲み分けは、若干文脈は異なるが、冷戦期のアメリカとソ連の対立にも見られたものである。すなわち、冷戦期においては、アメリカ側はアメリカ側で1つの秩序を作り、ソ連はソ連で1つの秩序を作りあげ、対峙した。もちろん、現在とは異なり、冷

戦期には2つの陣営の間には有意な経済関係はなかった。また、価値・規範は真っ向から対立した。したがって、それら2つの秩序は、反発し、相互浸透はなかった。冷戦は、「2つの競合する覇権システム」であったと言えないこともない。

地理的な棲み分けは、対抗的な要素をもつことから、「アメリカの秩序」と「中国の秩序」の2つの双方を取り込んだより高次の秩序なり制度を考えていくことが必要であろう。それは、次の4)の相互浸透型の秩序のシナリオにつながる。

4) 競争的な相互浸透型の秩序

4つ目のシナリオは、相互浸透型の秩序（制度）が展開する可能性である。棲み分け型では、西側中心の制度とそれに対する新興国側（中国が中心）の制度とが並行、独立であると考えられていた。しかし、これら2つは、経済関係などで、相互に深く浸透している。したがって、相互に独立というよりは、競争しながら、相互に影響を与え合っているといえる。たとえば、AIIBは、世銀やアジア開発銀行と競争し、お互いのルールに影響を与え合う。さらにAIIBは、当初は、アメリカをはじめとするG7は参加せず、中国が財政的にも、運営的にも主導権を握り、主としてアジアの国々が参加するものと考えられていた（もちろん、中国はより広い参加を呼びかけていたが）。もしそうであるならば、AIIBは、まさに、「西側抜きの世界」となったであろう。しかし、原加盟国の締め切りである2015年3月末には、イギリス、ドイツ、フランス、イタリアというG7の国も参加し、AIIBは、中国（そしてアジア）と西欧の双方を含むものになった（AIIBは、57カ国で発足するという。ただし、アメリカは入っていないので、いまだ「西側抜きの世界」であるともいえようか）。そこでは、中国は、AIIBを通し

7 Naazneen Barma, Ely Ratner and Steven Weber, "A World without the West," *National Interest*, Jul./Aug. 2007, 23-34, Naazneen Barma, Ely Ratner, Steven Weber, "Welcome to the World without the West," *National Interest*, November 12, 2014. 菊池努、「地域統合と東アジア」山本・黒田編『国際地域学の展開』明石書店、2015、第6章。この「西側なき世界」というアイデアが出てきた2007年当時は、新興国の経済は先進国経済に依存しなくなったというdecoupling論が盛んなどきであった。

8 たとえば、David Kangの一連の著作がある。David Kang, *China Rising: Peace, Power, and Order in East Asia*, New York: Columbia University Press, 2007.

9 Zhang Yongjin and Barry Buzan, "The Tributary System as International Society in Theory and Practice," *Chinese Journal of International Politics*, Vol. 5, 2012, pp. 3-36.

10 Yuen Foong Khong, "The American Tributary System," *Chinese Journal of International Politics*, Vol. 6, 2013, pp. 1-47.

11 もちろん、西側（アメリカ）抜きの制度は、地域的には珍しいものではない。たとえば、SCO（上海協力機構）は、アメリカの覇権に反対することを一つのスローガンとしており、それは2001年に発足している。

てのインフラ投資に関して、中国なりのやり方を追求しようし、西側の国は、投資基準や環境基準に関して、より厳格なルールを追求しよう。このような中で、ルールは相互に影響しあいながら、混合的な秩序が形成されていくかもしれない。これを、競争的な相互浸透型の秩序(制度)と呼ぶことが出来よう。

ここで考える競争的な相互浸透型の制度は、棲み分け型と違い、アメリカと中国の両方が入っている制度を含むものであり、また一般的な「先進国/新興国複合体」(たとえば、G20)との違いは、具体的なルールや規範を形成することを目的とするものである。これは、相対的な基準であり、経済においてはAPEC、安全保障においては、EASなども、広い意味での相互浸透型の秩序と言えようが、かならずしも特定の明確なルール作りをめざしているものではない。明確なルールを打ちたてようとするれば、そのルールは、西側のルールと新興国(中国)の求めるルールのせめぎあいのなかで形成されていく。もし、北東アジアなりアジア太平洋において、アメリカと中国が突出した力を持ち、またそれぞれがいささかなりともことなる規範体系に基づいた秩序を作ろうとするならば、この競争的な相互浸透型の秩序は、「相互に浸透する2つの競争する覇権システム」の中で形成されていくとでもいえるものとなる。

2. 西太平洋における安全保障上の対抗

以上、4つの大まかなシナリオを提示したが、これらの傾向は現実には混在しており、分野によって異なる現れ方を示す。経済分野は相互利益(win-winの関係)が得られやすく、安全保障(とくに伝統的な安全保障)分野においては、対立がおきやすく、win-loseの関係が少なくとも認識上また部分的に起きやすい。第1のシナリオ(大きな紛争)は、望ましいものではないが、アメリカと中国の間には、軍事力が部分的に拮抗する状態が出てきており、とくに西太平洋においては、中国の海洋進出が著しく、不安定な状態になる可能性はゼロではない。アメリカのオバマ政権は、アジアへのピ

ボット(リバランス[再均衡])と呼ばれる戦略を展開し、経済、安全保障の両面において、アジアへの関与を深めようとしている。安全保障においては、中国との均衡をいかにとっていくか、さらには、アメリカの言う中国のA2AD(接近阻止、領域拒否)の能力に対して、いかに対応するかという戦術を考えている。その中には、海空軍等の統合作戦であるエアシーバトル(ASB)という軍事的なオペレーションも考えられている(最近ASBは名称を変更され「国際公財におけるアクセスと機動のための統合構想(Joint Concept for Access and Maneuver in the Global Commons: JAM-GC)」[通称はジャム・ジーシー(Jam, Gee-Cee)]となった——ただし、内容はほとんど同じであるようである)。アメリカのアジアへのピボットは、経済的な利益を求めるといふ側面も大きい。少なくとも対中の軍事的ヘッジングであることは間違いないであろう。経済を含めて広く考えれば、習近平主席の「一帯一路」は、このアメリカのアジアへの再均衡への対抗策とも言われる¹²(それは、むしろ「西進」の要素を持つかもしれない)。また軍事/安全保障面に着目すると、このことは、中国の対抗措置を招き、いわゆる安全保障のディレンマに陥る可能性がある(選択による安全保障のディレンマ)。ただ、もし中国が、その経済成長に合わせて(自動的に)軍事費を増大し、軍の増強を進めるとすると、アメリカはそれに対抗せざるを得ず、軍拡競争になりかねない(構造的な安全保障のディレンマ)。

また、より具体的な出来事を言えば、中国の南シナ海における活動は、win-loseのイメージを高めている。中国が、南沙諸島の数箇所で大規模な埋め立てを行い、飛行場の建設なども可能になるとも考えられている。これに対して、規模は小さいが、ベトナムやフィリピンも埋め立て工事を行っており、いわば、「埋め立て競争」のようになっている。中国の行動に懸念をもったアメリカは、南シナ海・南沙諸島に沿岸海域戦闘艦を送り、偵察活動を始めたという¹³。さらには、中国が、南シナ海にADIZを設けるのではないかと懸念も

12 Xue Li and Xu Yanzhou, "How China Can Perfect Its 'Silk Road' Strategy: The Challenges facing China's Silk Road Strategy?and how to overcome them," *The Diplomat*, April 9, 2015.

13 朝日新聞、2015年5月15日、朝刊、p.13。

強い。また、東シナ海における尖閣では、日中の対立が続いている。このような対抗の中で、フィリピンや日本というアメリカの同盟国がかかわっており、米中の対抗的要素のひとつとなっている。このことは、アメリカがアジア・ピボットを展開するにあたって、西太平洋（あるいはインド太平洋）の自己の軍事力を強化するとともに、同盟国、パートナーとの安全保障協力を強化していることにも見て取れる。アメリカと同盟国の利益が合致し、そのことを通して、アメリカを中心とするいわゆるハブ・アンド・スポークの同盟体制が強化される（あるいは、さらにパートナーを得て拡大する）可能性を示している。

また、南シナ海や東シナ海においては、海軍による力の行使ではなく、海警や海上保安庁（Coast Guard）という法執行機関の活動によって、実効的な支配が争われている、いわゆるグレーゾーンである。中国は、海警のパトロールボートなど艦船を大幅に増大している¹⁴。今日の世界では、国家による国家に対する軍事力の行使（いわゆる戦争）は、実際も極めてまれなものになっており¹⁵、また正当性を得がたいものとなっている。しかし、法執行機関による活動は軍事力の行使と区別される。したがって、領土や領海あるいはEEZの争いは、法執行機関によって争われ、その結果実効的支配の範囲が決まってくるということが見られるようになる。安全保障分野の新しい展開である。

以上4つのシナリオを検討してきた。アジア太平洋、また北東アジアの安全保障においては、もちろん第1のシナリオは望ましくなく、そのようにならないように、米中、その他で安全保障上の信頼醸成措置を密にしておく必要がある。また、第2のシナリオ（中国の体制変化）は、当分見通しが立たない。第3のシナリオ（「西側抜きの世界」）は、西側（アメリカ）主導の秩序と新興国（中国）を中心とする秩序が平和的に併存する（棲み分けをする）というものであるが、経済的な分野などでは可能であるかもしれないが、安全保障分野さらには、地理的に別々の秩序の併存ということを考えると、時に大きな

紛争を引き起こしかねない。多分、一番可能性があり、現実的であり、またおそらくは望ましいと思われるのは第4のシナリオ（相互浸透的で競争的な秩序）であるように思われる。

II. 北東アジアの国家間関係

本節では、北東アジアの3国、日本、中国、韓国の二国間関係、三国間関係を考える。しかしながら、北東アジアを考える場合でも、よりひろくアメリカを視野に入れて考えなければならない。そうしないと、北東アジアの安全保障環境とその変化を理解することは不可能であろう。このことを前提に、いくつかの問題を考えてみよう。

1. 経済的相互依存：北東アジアの平和の基礎

まず、経済関係についてであるが、アメリカを含んだ北東アジアにおいては、経済的な相互依存が密である。たとえば、日本の輸出先として、中国はアメリカと1、2位を争う。韓国は、中国市場に大きく依存しており、対米、対日の輸出をあわせたよりも多い対中輸出をしている。また、中国にとっても、輸出先として、アメリカ、日本、韓国は、国家単位で見た場合、1、2、3位を占める（もちろん、中国の第1の輸出先はEUである）。北東アジアにおいて、経済分野での協力へのインセンティブはきわめて強いといえよう。ただ、これら3国間において、相対的な重要性は変化している。中国はその経済規模の拡大によって相対的な重要性をまし、日本は、長期的な経済停滞によって、相対的な重要性を低下させている。

ところで、北東アジアを含んだ東アジア全体について、1979年の中国のベトナム侵攻以後戦争は存在しないことに基づいて、「東アジアの平和」という議論がよくなされる。この「東アジアの平和」の大きな基礎は経済的な相互依存と、関係各国の経済発展重視の戦略にあるとされる。そうすると、北東アジアにおいて、「東アジアの平和」の基盤は強いのである¹⁶。さらに言えば、ア

14 Office of Naval Intelligence, *The PLA Navy: New Capabilities and Missions for the 21st Century*, 2015.

15 Baron, op. cit. Steven Pinker, *The Better Angels of Our Nature: Why Violence Has Declined*, New York: Viking Books, 2011.

16 たとえば、Etel Solingen, *Comparative Regionalism: Economics and Security*, London: Routledge, 2015. Timo Kivimaki, *The Long Peace of East Asia*, Surrey: Ashgate, 2014.

アメリカを含んだ北東アジアには、GDPの規模で言えば、世界の第1位から第3位までの国が存在し(韓国の経済規模も世界13位であり無視できない大きさである)、世界経済全体への影響と責任はきわめて大きい。

2. 複雑な安全保障関係

北東アジアにおける安全保障関係は複雑であり、ここでは日韓関係、近年の日本の安全保障政策、中国の対外政策について論じることとする。

1) 日本と韓国

日本と韓国はアメリカの同盟国であり、それら二国の安全保障は、アメリカとの協力を依存するところが大きい。しかしながら、日本と韓国とでは、外交なり安全保障の優先順位が異なる。まず韓国から見れば、第1の優先順位は北朝鮮であり、北朝鮮は、一方でその脅威に対処すべき対象国であり、他方では、関係を改善し、統一の方向へ持っていくという目的を持つ。米韓同盟の第1の目的は北朝鮮であり(少なくとも韓国から見た場合)、日本との安全保障協力も、北朝鮮に対抗するという目的が主たるものであろう。さらに、韓国にとっては、中国は北朝鮮に対応するときの協力者であり、安全保障上の懸念は小さい。このことは、韓国が、経済分野で大いに中国に踏み込んでいく一つの理由ともなっている。これが、韓国が、いわゆる安全保障はアメリカに頼り、経済は中国に大きく依存するという構造を引き起こす。中国から見れば、韓国は、中国の朝鮮半島政策における鍵であり、アメリカのアジア・ピボットや対中封じ込めに対抗する要素の一つである¹⁷。

これに対して、日本は、北朝鮮の脅威に対処するとともに、中国の軍事的な台頭と、尖閣をめぐる問題によって、対米協力が基本的な安全保障政策となっている。このような観点から、日韓関係を見ると、あとでのべる歴史問題を別としても、きわめて微妙なものである。たとえば、韓国から見ると、日米韓の安全保障協力は、対北朝鮮を対象としたものであって、中国を対象とするものではない。しかし、日本から見ると、日米同盟だけでは

なく、日米韓の安全保障協力も、単に北朝鮮だけではなく、対中ヘッジの一環なのである。

アメリカは、日米韓の密接な安全保障協力を構築・維持しようとしている。日韓の間の協力は直接には、GSOMIAの締結の失敗などスムーズに行われていないが、アメリカを媒介にした三国間の情報協力協定が結ばれたりしている。アメリカが、北朝鮮対策としてTHAADのようなミサイル防衛システムを韓国に導入しようとするれば、それは、中国にとって、安全保障上の利益を脅かすものと映ることになる。

2) 日本の安全保障政策の展開

現在、積極的平和主義を唱える安倍政権の下、日本の安全保障政策は大きな転換を見せている。特定秘密保護法の成立、武器(防衛装備)移転原則の転換、新しい安全保障法制の制定、そして新しい日米ガイドラインの作成など、きわめて広い範囲の改革を行っている。いずれの政策、制度も、いまだ形成・変化の途上であり、具体的にどのような政策が展開していくか、不確定、不確実なところが多い。ただ、日本の領域外における武力行使、すなわち、集団的自衛権の行使は日本の存立が脅かされたときに限られるというように、きわめて限定的なものであり、個別的自衛権の拡大的な面が大きい(ただ、ペルシャ湾での機雷掃海は戦争中でも、集団的自衛権のもとで行うという)。とはいえ、PKOでの活動も、たとえば、PKOの任務を果たすための武器の使用も許容するようになる。また、周辺事態法から「周辺」を取りのぞいたり、「国際平和支援」という名目で、アメリカや他の国の軍事行動に広範に後方支援を行うことが広く許されるようになるであろう。また、日本は、10年以上にわたって軍事費を削減してきたが、3年前から、軍事費の増加に転じた(ただし、その増加率は微々たるもので、本年度の予算を見ても前年度からの増加率は0.8%である。そして、日本の防衛費は、GDPの1%以下である)。

このような動きは、北朝鮮の脅威への対抗、尖閣の確保とともに、中国の軍事力の強化に対応しようとするものである。また、日米安全保障協力を強化することを大

17 石 源華「北東アジア地域の連帯と中韓関係：中韓の戦略的連携パートナーシップの二重構造と発展モデル」井上厚史編『復旦大学国際問題研究院・島根県立大学 合同国際シンポジウム 北東アジア協力の新課題』島根県立大学、2014年3月、第3章。

きな目的としている。さらに、安倍首相は、オーストラリア、インド、イギリスなどとの安全保障協力を進めている。

3) 中国の対外政策

中国は、大国間外交、周辺外交を展開しており、大国間外交は、主としてアメリカが相手であり、米中関係で、衝突せず、相互尊重、協力、などを内容とする新型大国関係を提唱している¹⁸。また、周辺外交は、周辺諸国との善隣、互恵などを中心とするものといわれる。ただ、すでに述べたように、米中関係は、実際には、協力と競争がない交ぜになったものであり、とくに安全保障の分野においては、少なくとも部分的には、きわめて厳しい競争・対抗関係が存在する。また、周辺に関しても、これもすでに触れたように、フィリピンやベトナムに見られるように、法執行機関の艦船を使って、強制力によって、現状を変更し、それを「新常态」としようとする動きも見られる。もちろん、中国は、自己の領有権や海洋権益を守るという理由を掲げている。この点、日本は、多分大国と周辺の交差点であり（あるいは、そのような区分から抜け落ちているものであり）、一方で、衝突せず、戦略的互恵関係を追求する相手であるが、他方では、尖閣をめぐる、海警の領海への侵入を頻繁に行っている。また、中国は、尖閣を含むADIZも設定した（日本は、これを認めていないが）。韓国は、中国の周辺外交（たとえば、三隣政策）にもっとも合致している国かもしれない。

いずれにせよ、中国は、当分の間、(中) 高度の経済成長を続けるであろうし、その経済力を背景にして、富国強兵の政策を続けるであろう。

すでに述べたように、富と強兵をいかに使い、実際の行動に反映させるかが、今後の、アジア太平洋、北東アジアの安全保障環境を規定する鍵となろう（さらには、中国の海洋進出に由来して、最近では、アフリカの東海岸まで含むインド太平洋も、一つの安全保障の対象とされるようになってきている。また、習近平主席の言う「一帯

一路」の半分は、海のシルクロードであり、それは、広くインド太平洋を考えている)。

以上に見られるように、一般に経済分野では協力のインセンティブが高く、安全保障の分野では競争と協力が並行しており、ときに競争（紛争的な）要素が強い。いわば「2つのアジア」¹⁹であり、全体的には、協争的（coopetitive）な様相を示している。したがって、このような中で、いかに協力的な要素を強め、競争的な要素をコントロールしていくかが大きな課題となる。そしてそれは、大局的に言えば、前節でのべた競争的、相互浸透的な秩序形成の過程として見られるものであろう。

III. 規範と歴史問題 ：北東アジアの国際関係の非物質的側面

以上は、主として、安全保障と経済という、軍事力や経済的な利益などの物質的側面を重視した議論であった。しかしながら、北東アジアの安全保障を考えると、規範や歴史問題などの非物質的な要素も大きな役割を果たすことがある。

1. 規範・価値体系の問題

非物質的な面で、北東アジアの環境を考えると、一つには、規範（あるいは、価値）の問題がある。ここで、規範とは国内的な規範と国家間の規範とがある。国内的な規範とは、国家統治の原理（たとえば、民主主義、権威主義、等）、人道・人権規範、経済に関する基本的な原理（市場経済/計画経済）、等である。北東アジアにおいては、国内規範が異なる国が併存する。日本や韓国は、多党的民主主義をとり、中国は権威主義体制である。経済についても、日中韓すべての国が基本的に市場メカニズム（資本主義）に従っているが、中国は社会主義市場経済を標榜し、国家の関与がより強く、国営企業が大きな役割を果たしている。

国家間の規範とは、特定の国家間、地域、時代で異なるものであるが、たとえば、英国学派とよばれる流派に

18 日本から見た、中国の最近の対外政策の分析に関しては、たとえば、松田康博「習近平政権の外交政策：大国外交・周辺外交・地域構想の成果と矛盾」『国際問題』2015年4月、No.640、pp. 37-47。

19 E. Feigenbaum and R. Manning, "A Tale of Two Asias," *Foreign Policy*, December 31, 2012.

20 この辺、たとえば、Barry Buzan and Yongjin Zhang, eds., *Contesting International Society in East Asia*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014.

よれば、主権（内政不干涉）、外交、勢力均衡、などが挙げられ、また地域や時代によっては、民主主義や人権の擁護促進などが国家間の規範となる²⁰。冷戦後、民主主義/市場経済 vs. 共産党支配/計画経済（社会主義）という規範（イデオロギー）対立は、前者の勝利に帰し、民主主義（と人権）と市場経済が普遍的な規範となったとの考えが広まった。そして、民主主義の拡大を政策とし、人権をあまねく行き渡らせようとする動きが顕著であった。そして、自由な政治体制こそが経済の発展を可能にするという考え方も顕著であった²¹。そのような考えかたが広く受け入れられたかというそれは限られた範囲であったのかもしれない。そして、そのことは、アメリカが民主化を一つの目的として掲げてイラクを侵攻し、それが失敗することによって、また必ずしも民主主義や人権を十全に実現していない国々（新興国）が急速に発展することを見て、民主主義の拡大というイデオロギーは、徐々に勢いを失っていく²²。これは、2008年のリーマン・ショック後とくに顕著になっていったようである（リーマン・ショック後、中国の行動も大いに変わる）。権威主義の体制をとる国でも、（少なくとも今のところ）経済発展は可能であり、そのことを通して民生の向上に資することができるという認識が強まっているように見える²³。

もちろん、人権や人道、また民主主義は、尊重すべき規範であり、それに基づいた国際秩序を作ったり、また国家の関与をなるべく少なくし、より効率的な経済を実現する国際秩序、いわゆるリベラルな国際秩序が重要であるという考えも当然広く存在する。そのような秩序観は、国家主権を重視し、権威主義的な体制をもとにする秩序観に対抗しようとする。このような認識は、国際政治の場において少なくとも背景としてはいまだ強く残っている（日本の安倍政権の立場はこれに近い）。ただし、そのような対立は、冷戦期のイデオロギー的な激しい対立ではなく、すでに述べたように、2つの秩序の相互浸透によって、管理されえるものと考えられる。

2. 歴史問題

北東アジアにおいて、非物質的な面での国際関係を考えるとき、歴史問題は避けて通れないものであり、歴史問題は、ときに北東アジアの国家間関係を規定する大きな要因となっている。そして、経済、安全保障の分野にまで影響を及ぼす。ここでは、歴史問題に深く立ち入る余裕は無いが、若干の考察をしておこう。

歴史問題とは、主として、日本の第二次世界大戦、そしてそれ以前の行動に関するものである（もちろん、問題にされるのは、第二次大戦以前の歴史に関する戦後の日本の取扱いである）。それは、極めて広範にわたるものであり、植民地支配、東京裁判、サンフランシスコ講和条約、賠償（特に個人のそれ）、靖国神社参拝、慰安婦問題、教科書、反省/謝罪等さまざまな問題がある。それに加えて、尖閣、竹島（独島）の問題も、韓国、中国の側からは、国際法の問題であるとともに、歴史問題としてとらえられるようになってきている（領土問題の歴史問題化）。歴史問題は、さまざまな側面を持ち、それは、国家を含むさまざまな集団や個人のアイデンティティの問題であり、問題によっては人権、人道の問題であり、さらには政治的な正当性、国際秩序のあり方にかかわる問題である。これらの問題は、ときに大きく取り上げられ、日中、日韓の大きな外交問題となる。ここ数年、歴史問題をめぐる日中、日韓の間の軋轢は、いままでにならぬ広がりを持ち、厳しいものであった。現在でも、たとえば、日韓間においては、慰安婦の問題は大きな外交的な対立点である。そして、本年8月に発出されるとされる戦後70年の「安倍談話」の内容に焦点が集まっているのが現状である。

日本の歴史問題は、もちろん日中、日韓だけに限られるものではなく、アメリカ、東南アジアの国々、さらにヨーロッパにも及ぶものである。しかし、日中、日韓という北東アジアで突出して顕著である²⁴。このような歴史問題によって生ずる亀裂は、北東アジアにおける競争的要素を強める。日本の立場から言えば、日

21 たとえば、Daron Acemoglu and James Robinson, *Why Nations Fail*, New York: Crown Business, 2012.

22 たとえば、Robert Kagan, *The Return of History and the End of Dreams*, New York: Vintage, 2008.

23 たとえば、Michael Spence, *The Next Convergence*, New York: Farrar, Straus and Giroux, 2011, chapter 17.

24 たとえば、Michael Green and Nicholas Szechenyi, *Power and Order In Asia: A Survey of Regional Expectations*, Washington, D.C.: CSIS, July 2014.

本は個々の歴史問題に関して、時間的な経緯に沿って、国家間の条約を結び（たとえば、サンフランシスコ平和条約、日韓基本条約）、いくつかの共同声明（たとえば、日ソ共同声明、日中共同コミュニケ）を発出し、また政府の見解を示してきた。そしてそれらは、全体として、歴史問題に関する日本の具体的な運用体系（modus operandi）を構成する要素となっている。もちろん、個々の具体的な政府見解に対して、日本国内で強い反対があったり（たとえば、河野談話、村山談話）、また韓国や中国から見て十分なものではないのかもしれない。

しかし、運用体系の個々の要素は、その時々日本政府が国内のおよび対外的な政治プロセスの中でたどりついたものである。そして、それらは、多くの場合、瞬時に大きく転換するのは困難なものであり、粘着性を持ち、のちの政府の行動を縛るものである。したがって、歴史問題に関しては、既存の運用体系をもとにして、なるべく国際的に受け入れられる方向で徐々に修正していくことが現実的であろう（実際には、その逆のことも見られるが）。日本国内で厳しい対立があり、また国際的にも多くの厳しい対立があるが、国内、国際両面で折り合いをつけることが必要と考えられる。

今までの経験によれば、ある契機によってある歴史問題が争点化されると、それはエスカレートし、大きな対立となるが、片方の行動の変更や妥協、双方の交渉により沈静化する。ただその間、安全保障や経済の協力関係が滞ったり、悪化したりする（歴史問題が安全保障や経済関係に悪影響を与えることが認識されると、歴史問題と安全保障や経済関係を分離しようとする動きが見られるようになる²⁵⁾）。また、相手に対する感情も悪化するのが常である。もちろん、このようなプロセスの中で、「完全な」解決は困難であろうが、歴史問題をコントロールし、安全保障や経済関係における協力関係を進展させていくことが必要であろう。

IV. いかにして紛争をコントロールするか ——結びにかえて

北東アジアの将来に関する課題は、いかにして紛争的な要素をコントロールし、協力的な要素を増やしていくかである。

1. 間接的な方法

1) 北東アジア版 OECD

北東アジアにおいて紛争的な要素をコントロールし、協力的な要素を拡充する上で、直接的な方法と間接的な方法（またその組み合わせ）が存在しよう。まず間接的な方法から考えてみよう。このうち、ひとつは、安全保障以外の分野の協力を形成し、深めることによって、安全保障上の対立を封じ込めたり、エスカレートしないようにすることである。もちろん、安全保障の分野でも、海賊とかテロ、平和構築など、非伝統的安全保障の分野で協力を進めることが可能などところも多くあろう。

しかし、安全保障を離れて、協力が成立しやすいのは、経済の分野であろう。経済にはさまざまな分野があるが、相互利益を獲得しやすい分野であり、経済の交流を進めることは、安全保障の問題をコントロールする要素になろう。

また、環境問題も、協力しやすい分野であり、大気圏の汚染対策など、相互に情報交換したり、技術的な相互支援をすることなどが大いに可能であろう。さらに、日中韓すべての国において、人口問題とそれに由来する社会、経済問題があり、それは、各国異なる面が存在するが、情報交換や研究上の協力は、大いに有効であろう。

このような協力の枠組みを考えるには、経済交流の安定化、促進のために二国間、三国間の FTA の形成を進めるなどいくつかのものがあろう。もちろん、これらさまざまな分野の三国間協力は、いままでも積み重ねられてきた。1999年、小渕恵三、朱鎔基、金大中の首脳会議が行われて以来、首脳会議だけではなく、経済、貿易、環境、観光、健康、人口問題などさまざまな分野で、閣僚会議、担当官庁の作業部会が開かれてきた。いまや、三国間の協力枠組みとして、19の閣僚レベルの会議、50の作業部会が存在するという。2011年にはソウルに三国間協力事務局（TCS）が設立された²⁶⁾。また、この

25 たとえば、最近、韓国の側から、経済関係と歴史問題を切り離す「政経分離」論が出てきているという（たとえば、朝日新聞、2015年5月15日、朝刊、p.9）。

26 Trilateral Cooperation Studies Center, China Foreign Affairs University, *China-Japan-ROK Cooperation (1999-2014)*, n.d.

ような努力の成果を体系的にプレーアップするため、北東アジアの国々で、社会、経済の研究を含むような北東アジア版OECDを形成するものひとつの方法であろう。

2) 多角的制度の利用

間接的な方法のいまひとつの方法は、狭く北東アジアだけではなく、北東アジアを含むより広域的な制度を利用しようとするものである（ここでは、すべての関係国を含む包摂的な制度を考えている）。国際制度は、一定の（国家間の）規範を包含し、また、会議の場を提供するものである。たとえば、国際制度では（多角的な）話し合いが規範であり、それは、諸国家の紛争を抑制する規範となりえる。北東アジアを含む多角的な制度のなかには、首脳会談を含むものがあり、それには、APECやEASがある。APECは元来貿易などの経済分野の制度であり、昨今では、アジア太平洋全域のFTA(FTAAP)の形成を唱導している。とはいえ、首脳の会議もあることから、経済を超えて広くさまざまなテーマを取りあつかう。また、APECは、そこに参加する首脳同士が個別に会合する場も提供する。たとえば、日中（あるいは日韓）で首脳同士が会うことが政治的に困難な場合、APECの傍らでの会合が行われることはしばしば見られることである。EASは、安全保障をはじめ広く政治的なテーマが議論される。北東アジアに関連する安全保障上の議論も当然議論される。たとえば、北朝鮮の核の問題、南シナ海の問題などである。このような広域の制度の中で、北東アジアの安全保障の対立のコントロールなどを図ることが可能であろう。また、安全保障で言えば、ARFという国家間の安全保障の信頼醸成措置もあり、また、ADMMプラスなどの国家間の制度も存在し、さらにシャングリラ・プロセスなど民間の参加もある多角的な安全保障の制度が多層的に形成されている。また、このような多角的な制度は、さまざまな安全保障問題で、相互に対立をしている国や同盟を包摂するものであり、そこで相互の調整を行い、ルールを形成していく場となる可能性があり、その意味でI.で述べた相互浸透型のシステムの安全保障分野での秩序とも考えられる。

2. 直接的な方法

このような安全保障上の問題をコントロールするための間接的な方法は、領土問題、あるいは力の均衡やその変化などから生ずる問題を解決することは出来ないかもしれない。したがって、これらの問題を直接に取り扱う、二国間、三国間の関係を考えなければならない。ここでは、安全保障上の対立や問題には、具体的な問題をめぐるものと、抽象度の高いものの2つのタイプがあるものと考え、それぞれについての対応策を考えて見よう。

1) 国際的なルールと軍事的な信頼醸成措置

ひとつは、特定の二国間に関わるものである。たとえば、領土問題（いわゆる領土紛争）に関わるものである。もちろん、領土問題でも、その取り扱いにあたっては、国際法などの国際社会の一般的なルールに従うことが必要であり、また、領土問題は、それ自身が必然的に安全保障の問題となるわけではない。領土主張に差異があっても、安全保障化していない場合もある。あるいは平和裏に国際司法裁判所で解決される場合もある。もちろん、領土問題が軍事力、準軍事力（法執行機関）にかかわるものになったときには、少なくとも軍事的な、また法執行機関間の信頼醸成措置をつくりそれを十全に活用しなければならない。

2) 信頼（透明性）、均衡、自制

今一つは、より抽象度の高い、相対的な力やその変化についてである。たとえば、米中間には、直接的には、なんら領土的な係争は無い。しかし、相対的な力関係が変化するにしたがって、戦略的な角逐が強まっている。それは、たとえば、西太平洋で、紛争が発生した場合、どちらが優位であるかという仮想的な状況を想定したり、あるいは航海の自由などの国際的な公共財の供給や利用が制約されるのではないかという危惧に基づいている。これに関しては、関係諸国が意図と力の透明性を図るため、幅広い広い信頼醸成を図ることが必要である。そこでは、ある程度双方が安心できる力の均衡も必要となる。そしてそれは、相対的な力が変化していく中で、ダイナミックに形成・維持されなければならない。そし

てその結果、関連諸国が、さまざまな分野で自制を働かせることが出来るシステムが形成されると考えられる。

以上のような間接、直接の方策を組み合わせることによって、より安定した北東アジアの安全保障環境を作り上げることが出来ると考えられる。

*本稿は、「北東アジアの安全保障環境の現状と趨勢：北東アジアの地域秩序の可能性」という題で、2015年4月27日～28日、北京で開催された International Conference on China-Japan-South Korea Security Cooperation にて報告されたものである。主催者から日本で発表する了解を得て、加筆、修正したものである。

【著者プロフィール】

山本吉宣 (やまもと・よしのぶ)

新潟県立大学大学院国際地域学研究科長、政策研究センター教授
PHP総研研究顧問

1966年、東京大学教養学部卒業。1974年、米国ミシガン大学 Ph.D. (政治学)。埼玉大学教養学部、東京大学教養学部、青山学院大学国際政治経済学部教授を経て現職。東京大学名誉教授、青山学院大学名誉教授。専門分野は、国際政治学理論、安全保障研究、アジア太平洋の安全保障、等。著作として、『国際的相互依存』(1989年、東京大学出版会)、『「帝国」の国際政治学』(2006年、東信堂、第8回読売・吉野作造賞受賞)、『国際レジームとガバナンス』(2008年、有斐閣)。最近著は、『国際地域学の展開』(2015年、明石書店、共著)。

*本稿に関するお問合せは、(株)PHP 研究所までご連絡ください。
(E-mail: think2@php.co.jp)

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2015.3.30(Vol.9-No.68)	外交・安全保障	武器輸出管理の課題 —我が国の安全保障を確保する制度と運用— 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員 (訪問) 森本正宗
2015.1.09(Vol.9-No.67)	外交・安全保障	デトロイト復活の胎動 —財政問題に悩む日本が学ぶべき破綻と再生のプロセス— 在デトロイト日本国総領事 片山和之
2014.5.30(Vol.8-No.66)	政治	憲法改正はなるのか —与野党試案を比較する— 研究主幹 永久寿夫
2013.9.26(Vol.7-No.65)	教育	いじめ防止対策推進法の問題点を考察する 主席研究員 亀田 徹
2013.9.10(Vol.7-No.64)	政治	『許認可等の統一的把握』をチェックする —規制改革の基盤となるデータベースとして再構築せよ— 主席研究員 熊谷 哲
2013.9.02(Vol.7-No.63)	地域政策	「道州制基本法」はいかにあるべきか —自民党骨子案を読み解く— 主席研究員 荒田英知
2013.7.31(Vol.7-No.62)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けて<2> —マニフェストと総合計画をいかに調整するか— コンサルタント 茂原 純
2013.7.23(Vol.7-No.61)	外交・安全保障	パブリック・ディプロマシーへの関心を強めるインドネシア 国際交流基金東南アジア総局長/ジャカルタ日本文化センター所長 小川 忠
2013.6.12(Vol.7-No.60)	地域政策	首長の経営方針に基づいた地域経営の確立に向けて<1> —マニフェストと総合計画の連動モデルとは— コンサルタント 茂原 純
2013.5.23(Vol.7-No.59)	地域政策	デフレ脱却への経済・金融政策と地域経済・地方財政の展望 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2013.3.27(Vol.7-No.58)	経済	アベノミクスによる政治的景気循環の行方 —憲法改正を視野に入れた財政再建戦略を描け— 主任研究員 宮下量久
2013.2.13(Vol.7-No.57)	外交・安全保障	日本の外交と科学技術の創造的なサイクル形成を 主席研究員 金子将史
2013.1.30(Vol.7-No.56)	地域政策	首都圏における高齢者急増に対する施設とサービスの絶対的不足 コンサルティング・フェロー/關フラインコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2013.1.30(Vol.7-No.55)	地域政策	公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方 ～総論賛成、各論反対を突破するために～ 主任研究員 佐々木陽一
2012.11.22(Vol.6-No.54)	地域政策	【緊急提言】東京都知事選を政策本位で考えるための8つの視点 主席研究員 荒田英知
2012.11.13(Vol.6-No.53)	教育	教育委員会廃止を提案する —政治的中位性をいかに確保するか— 主席研究員 亀田 徹
2012.10.24(Vol.6-No.52)	外交・安全保障	【緊急提言】新段階の日中関係に適合した多面的なパブリック・ディプロマシーの展開を 主席研究員 金子将史
2012.07.11(Vol.6-No.51)	外交・安全保障	日本の外交・安全保障政策の知的基盤をいかに強化するか —政策シンクタンクのあり方を中心に— 主席研究員 金子将史
2012.06.19(Vol.6-No.50)	地域政策	スマート化する都市と第4世代 (4G) 地方自治の展開 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2012.04.06(Vol.6-No.49)	外交・安全保障	第一次大戦から100年中国の台頭と日・ベルギー関係の展望 在ベルギー日本国大使館公使 片山和之
2012.02.02(Vol.6-No.48)	外交・安全保障	中国における国益論争と核心的利益 主任研究員 前田宏子
2011.10.17(Vol.5-No.47)	教育	学校の災害対応マニュアルにPDCAサイクルを導入せよ ～文科省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」に追加すべきポイント～ 主席研究員 亀田 徹
2011.9.30(Vol.5-No.46)	外交・安全保障	日米同盟は深化しているか —日米安保共同宣言以降の変化から— 主席研究員 金子将史
2011.7.12(Vol.5-No.45)	経済	東日本大震災後の電力政策に関する4つの視点 研究員 宮下量久
2011.6.17(Vol.5-No.44)	地域政策	東日本大震災100日の課題について ～復興を軌道に乗せるための3つの取り組み～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.27(Vol.5-No.43)	教育	『教育委員会による点検評価』をチェックする ～形式主義を打破するための制度は機能しているか～ 主席研究員 亀田 徹
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 —中国の海外利益増大に伴う新たな課題— 主任研究員 前田宏子

2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 ～民主党政権は提言を活かしようか～ 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファインコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長 穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー/東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー/中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史

2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか	主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－	主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！	主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案	主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果	客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント	主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－	研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む	主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～	主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導くPHP総合研究所の政策提言	主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる	代表取締役社長 江口克彦

『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、PHP 総研の研究員や各界の研究者の方々の研究成果を、ホームページ上で発表する媒体です。各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで公開しています (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21 世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替えられようとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に眼を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来の発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智慧が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か」「問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』 (Vol. 9-No. 69)

2015 年 7 月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP 総研
株式会社 PHP 研究所

〒135-8137 東京都江東区豊洲 5-6-52

NBF キャンナルフロント

Tel : 03-3520-9612 Fax : 03-3520-9653

E-mail : think2@php.co.jp

©PHP Institute, Inc. 2015